

氷見市住宅リフォーム支援補助金交付制度



リフォーム工事を行った方で、補助対象者に該当する場合に補助金を交付します。

◆補助対象者

- ア 転入者又は被災者であって、自らが居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事を行った住宅所有者
- イ 新たに三世代同居をするために必要なリフォーム工事を行った住宅所有者
(ただし、基準日より前から三世代同居をしていた場合は、基準日前の1年以内に婚姻、転居により、新たに世帯員が増える場合に限る)
- ウ 子育て世帯、新婚世帯又は30歳未満世帯が居住する住居についてリフォーム工事を行った住宅所有者

〈用語の定義〉

- ・住宅所有者 … 居住する住宅を所有する者（共有に係る住宅にあつては、持分が4分の1以上の所有者（当該住宅に居住する者に持分が4分の1以上の所有者がいない場合は、当該住宅に居住する者の中で最も大きい持分を持つ者）ただし、生計を一にする者の持分を加算して持分が2分の1以上となる者に限る。）
- ・基準日 … 住宅のリフォーム工事が完成した日
- ・三世代同居 … 三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態
- ・転入者 … 氷見市内に転入した日以後2年を経過していない者であつて、当該転入した日直前1年間に市内に居住していなかった者（申請時までに入転する者を含む。）
- ・被災者 … 令和6年能登半島地震により居住していた住家が損害を受け、防災証明書の損害程度が半壊以上の世帯員又は市から応急住宅の提供を受けた者
- ・子育て世帯 … 基準日において高校3年生相当年齢（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）以下の世帯員（母子健康手帳の交付を受けている出生予定の者を含む。）が1人以上いる世帯
- ・新婚世帯 … 基準日において婚姻をした日から1年を経過していない夫婦 がいる世帯（申請時までに入婚する者を含む。）
- ・30歳未満世帯 … 基準日において住宅所有者が30歳未満の世帯

◆補助要件

市内に住所を有する法人または個人事業主と契約を締結して施工した場合に限り。

（ただし、当分の間市外に住所を有する法人又は個人事業主による施工も対象とします。）

◆補助金額

リフォームに要した費用の2分の1以内（上記ア最大100万円、上記イ・ウ最大50万円）

※次に掲げるリフォーム工事等費用は補助の対象となりません。

- ・車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- ・門、塀、その他の外構工事
- ・移動や取り外しが可能な家具の購入・設置、家電製品の購入
- ・電話及びインターネット等の配線工事
- ・公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ・補助金の交付を受けようとする世帯の者が、自ら施工する工事
- ・住宅の解体のみ行う工事
- ・賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅のリフォーム工事
- ・事務所、店舗その他居住以外を目的に使用する部分のリフォーム工事
- ・本市の他の制度による補助を受けた整備箇所が当該補助の対象となる部分と重複する工事
- ・その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事

◆申請方法

上記アの方は空き家を取得した日より2年以内、上記イ・ウの方はリフォーム工事が完成した日より1年以内に申請書に必要書類（裏面参照）を添えて申請してください。

※申請される方は、着工前に工事の内容（工事箇所等）が分かる書類をお持ちのうえ、事前に必ずご相談ください。

◆補助金の返還

次のいずれかに該当した場合、補助金の返還が必要です。

- ・基準日から3年（被災者にあつては10年）以内に転出又は転居した場合
- ・基準日から3年以内に三世代同居の要件に該当しなくなったとき。

◆申請書類

- ☐ 氷見市住宅リフォーム支援補助金交付申請書
- ☐ 氷見市住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書
- ☐ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ☐ 工事完了・代金清算証明書（申請者名で作成、工事施工業者が記入）
- ☐ 口座振替申出書
- ☐ 氷見市ふるさと定住促進事業補助金に関するアンケート

【確認書類について】

対象者	✓	書類名称	確認内容	入手方法・発行者
全員	☐	建物の登記（全部事項証明書）	取得日、住所、持分割合、権利者	法務局（窓口またはオンライン）
	☐	工事完了・代金清算証明書が出せない場合 リフォーム工事費用の支払い証明書（見積書、精算書、領収書、振込控え等）	リフォーム費用、支払いの完了	
	☐	工事内容の明細を証する書類	対象工事の内容と費用	
	☐	リフォーム工事の施工前、完成後の写真		
	☐	リフォームが完成した日を証する書類		
	☐	世帯全員の住民票 （マイナンバー以外記載、続柄が入っているもの）	現在の住所、世帯員、住定日	氷見市市民課窓口
	☐	市内居住者 世帯全員の現在までの納付すべき税の完納を証明する書類 （課税されていない場合は非課税証明書） ※15歳以下（中学生以下）は不要	税の滞納の有無	氷見市税務課窓口
		転入者 世帯全員の現在までの納付すべき税の完納を証明する書類 ※ない場合は最新年度の納税証明書 （課税されていない場合は非課税証明書） ※15歳以下（中学生以下）は不要		完納証明書、納税証明書等 前住所地で取得（1月1日現在の住所地） ※詳しくは各自治体にお問い合わせください。
	☐	通帳の写し（キャッシュカード可）	金融機関、支店名、名義、口座番号	
転入者	☐	戸籍附票（婚姻等に伴い本籍を変更した場合は、本籍を変更する前の住所歴がわかる戸籍附票の除票）	住所歴 （氷見市に転入した日直前に1年間氷見市に居住していなかったか）	本籍地が氷見市内→氷見市役所窓口 本籍地が氷見市外→本籍地へ郵便請求など
被災者	☐	り災証明書	被災の程度	氷見市税務課窓口
三世代同居 （世帯分離している場合）	☐	同居世帯全員の住民票	同居世帯の住所、世帯員	氷見市市民課窓口※委任状が必要
	☐	同居世帯全員の納税証明書	同居世帯の税の滞納の有無	氷見市税務課窓口※委任状が必要
	☐	戸籍謄本	親子関係	氷見市市民課窓口
新婚世帯	☐	戸籍謄本	婚姻日	氷見市市民課窓口

☆ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

【問合せ先】氷見市企画政策部 移住定住推進課 ☎0766-74-8190